

# ダイワ外貨MMF

アイルランド籍オープン・エンド契約型外国投資信託

## 運用報告書(全体版)

作成対象期間

第24期

(2020年1月1日～2020年6月30日)

信託終了日2020年6月30日

### 受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ダイワ外貨MMF（以下「ファンド」といいます。）のカナダ・ドル・ポートフォリオは、2020年6月30日に償還しました。

ここに、運用状況をご報告申し上げます。

管理会社  
エスエムティー・ファンド・サービスズ  
(アイルランド) リミテッド

代行協会員  
大和証券株式会社

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	アイルランド籍オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	無期限(カナダ・ドル・ポートフォリオは、2020年6月30日に償還しました。)
繰上償還	<p>(a) 受託会社は、ダイワ外貨MMFの存続を不適法にする法律が制定された場合等一定の場合、ダイワ外貨MMFを解散させることができます。</p> <p>(b) 管理会社は、すべてのポートフォリオの純資産総額の合計が5億円相当額を下回った場合等一定の場合、ダイワ外貨MMFを解散させることができます。</p> <p>(c) 受益者集会の特別決議により、ダイワ外貨MMFを解散させることができます。</p> <p>(d) 管理会社は、ポートフォリオの存続を不適法にする法律が制定された場合等一定の場合、ポートフォリオを解散させることができます。</p> <p>(e) ポートフォリオの受益者集会の特別決議により、ポートフォリオを解散させることができます。</p>
運用方針	ファンドは、一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。
主要投資対象	<p>1. 優良な固定利付債券および変動利付債券に投資します。</p> <p>購入時に、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(S&amp;Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービス・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含みます。)のうちの一つが付与されている投資対象に対してのみ、投資が行われます。</p> <p>投資対象が格付を付与されていない場合においては、同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができます。</p> <p>2. 満期まで約13か月(397日)以内の債務のみに投資を行います。</p> <p>各ポートフォリオの満期の加重平均<sup>(注1)</sup>は60日以内であり、各ポートフォリオの加重平均期間<sup>(注2)</sup>は120日を超えません。</p> <p>(注1) 満期の加重平均は、金利リスクを測るために使用されます。満期の加重平均とは、変動利付債券の投資対象については「金利水準の次回変更時までの期間」、変動利付債券を除く他の投資対象については「元本償還までの期間」を用いて計算した、加重平均を指します。</p> <p>(注2) 加重平均期間は、信用リスクを測るために使用されます。加重平均期間とは、変動利付債券の投資対象を含むすべての投資対象の「元本償還までの期間」の加重平均を指します。</p> <p>3. 基準通貨建ての投資対象および他の通貨建ての投資対象に投資を行います。</p> <p>他の通貨建ての投資対象に投資を行う場合には、当該ポートフォリオの基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行います。</p> <p>4. 各ポートフォリオは、その資産の少なくとも99.5%を以下の金融商品に投資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● EU、EUの加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される短期金融商品(以下「公債短期金融商品」といいます。)</li> <li>● 公債短期金融商品を担保とするリバースレポ契約</li> <li>● 現金</li> </ul> <p>投資運用会社は、EU、EUの加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行(適格な欧州の国債機関債、準ソブリン債もしくは政府機関債の発行者を含みます。)により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品に各ポートフォリオの純資産価額の5%を超えて投資することができます。</p> <p>5. 各ポートフォリオは、以下の一または複数のカテゴリーの金融資産に投資するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 短期金融商品</li> <li>● 金融派生商品</li> <li>● 適格な証券化商品および資産担保コマース</li> <li>● レポ契約</li> <li>● ヤル・ペーパー</li> <li>● リバースレポ契約</li> <li>● 金融機関の預金</li> <li>● 他のMMFの受益証券または投資証券</li> </ul>

ファンドの運用方法	公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、収益を確保することを目的とします。
主な投資制限	<p>—各ポートフォリオは、(a)その資産の5%を超えて、同一の機関により発行される短期金融商品、証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーに投資することができず、また、(b)その資産の10%を超えて、同一の金融機関の預金に、投資することができません。ただし、各ポートフォリオが登録されているEU加盟国内でこの分散規制を満たすのに十分な金融機関が存在せず、かつ、他の加盟国で預金することができない場合、各ポートフォリオの資産の15%までを同一の金融機関に預金することができます。</p> <p>—証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーに対する各ポートフォリオの全てのエクスポージャーの合計は、MMFの資産の15%を超えることができません。</p> <p>—店頭デリバティブ取引の同一の取引相手方に対する各ポートフォリオのリスク・エクスポージャーの合計は、各ポートフォリオの資産の5%を超えることができません。</p> <p>—レポ契約の一部として各ポートフォリオが受領する現金は、その資産の10%を超えないものとします。</p> <p>—リバースレポ契約においてポートフォリオの同一の取引相手方に対して提供する現金総額は、各ポートフォリオ資産の15%を超えないものとします。</p> <p><b>流動性管理手続</b></p> <p>週次の流動性基準値の遵守を確保する際に、1週間満期の資産が、①当該ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における1日の純買戻し額が10%を超える場合、または、②ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、当該ポートフォリオの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとします。管理会社が各ポートフォリオの買戻しの停止を決定し、停止期間の合計が90営業日のうち15営業日を超える場合、各ポートフォリオは自動的に公債コンスタントNAV MMFではなくなるものとし、当該ポートフォリオの各受益者は、当該事由について書面により直ちに通知を受けるものとします。</p>
分配方針	収益分配は、毎取引日に、運用実績に応じて、管理会社により宣言されます。月中の分配金は、毎月の分配再投資日にまとめて自動的に再投資されます。1口当たり分配額は、分配により、分配日の1口当たり純資産価格が各ポートフォリオの基準価格となるような金額です。

## I. カナダ・ドル・ポートフォリオの設定から前期までの運用の経過(2003年6月11日～2019年12月31日)

### 投資環境について

2003年から2019年までのカナダ金利は低下しました。

ITバブルの崩壊などを経て2003年以降世界経済が回復に向かう中で、2004年から2006年まで、FRB(米国連邦準備制度理事会)は段階的な金融引き締めを実施しました。カナダでも、2004年以降金融政策を引き締めスタンスとし、政策金利は4.5%まで到達しました。カナダ長期金利は、2003年から2007年まではおおむね4%台で推移しました。

2008年以降は、米国住宅市況の悪化を契機に世界的な景気後退局面が到来しました。FRBは、政策金利を0-0.25%まで引き下げるとともに、3度にわたるQE(量的金融緩和政策)を実施しました。カナダも政策金利を2009年に0.25%まで引き下げるなど金融緩和を実施し、カナダ金利も低下圧力が強まりました。2010年に入ると、カナダ銀行は国内経済の回復もあり他の主要先進国に先駆けて政策金利を引き上げたものの、同時期に欧州では一部の国で過剰債務が問題になるなど、世界的に景気低迷が続き、金利も低下傾向で推移しました。その後、2013年に当時のバーナンキFRB議長が金融緩和の縮小に言及した際には、金利は一時上昇する場面も見られました。しかし2014年途中から原油価格が大きく下落するなど市場のリスク回避姿勢が高まりました。カナダ銀行は2015年に合計3度の利下げを実施し、金利も再度低下傾向で推移しました。

2015年12月以降米国が緩やかな利上げを実施する中、カナダも2017年から利上げを実施し、世界経済もおおむね堅調であったことから金利は上昇しました。2016年にはトランプ氏が米国大統領選挙で勝利し、減税や財政拡張などへの期待が高まったことも金利上昇要因となりました。しかし2018年後半に入ると、米国景気後退懸念が高まる中で世界的にリスクセンチメントが悪化し、金利は低下しました。

### ポートフォリオの概要

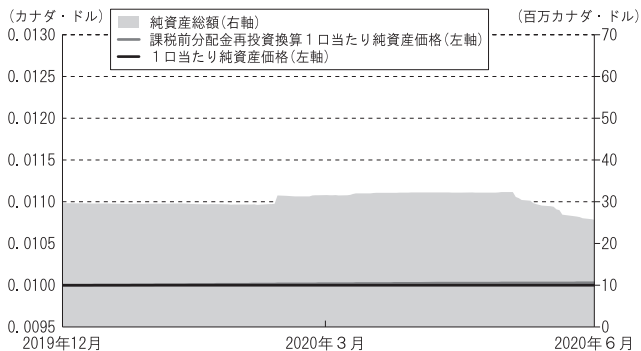
ポートフォリオは、投資対象の品質を維持し、短期債、ECPおよび預金証書に投資し、可能な限り高利回りを維持しました。ポートフォリオの信用格付は、高格付を維持しました。

## Ⅱ. 当期の運用経過等

### カナダ・ドル・ポートフォリオ

#### ■ 1口当たり純資産価格等の推移について

#### カナダ・ドル・ポートフォリオ



#### 第23期末の1口当たり純資産価格

0.01カナダ・ドル

#### 第24期末の1口当たり純資産価格

0.01カナダ・ドル  
(1口当たり分配金額：0.000030727カナダ・ドル)

#### 騰落率

0.69%

#### ■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

当期中、ポートフォリオの1口当たり純資産価格は0.01カナダ・ドルに維持されました。当期のポートフォリオの投資環境および運用経過については、後記の「投資環境について」および「ポートフォリオについて」の項をご参照ください。

(注1) 騰落率は、各取引日に宣言された税引前の分配金を当該取引日に再投資したものとみなして計算しています。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。

(注3) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各取引日に宣言された税引前の分配金を当該取引日にポートフォリオへ再投資したとみなして算出したもので、ポートフォリオ運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注4) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2019年12月末日のポートフォリオの1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。

(注5) ポートフォリオの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ポートフォリオにベンチマークは設定されていません。

## ■ 分配金について

当期(2020年1月1日～2020年6月30日)の各月の再投資日に再投資された1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該各再投資日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

### カナダ・ドル・ポートフォリオ

(金額:カナダ・ドル)

再投資日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり 純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 <sup>(注2)</sup>
2020年1月30日	0.01	0.000007456 (0.07%)	0.000007456
2020年2月27日	0.01	0.000006183 (0.06%)	0.000006183
2020年3月30日	0.01	0.000005981 (0.06%)	0.000005981
2020年4月28日	0.01	0.000005151 (0.05%)	0.000005151
2020年5月28日	0.01	0.000003274 (0.03%)	0.000003274
2020年6月29日	0.01	0.000002682 (0.03%)	0.000002682

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ポートフォリオの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率(\%)} = 100 \times a / b$$

a = 当該再投資日に再投資された1口当たり分配金額

b = 当該再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該再投資日に再投資された1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該再投資日に再投資された1口当たり分配金額

c = 当該再投資日の直前の再投資日における1口当たり純資産価格

(注3)2020年1月30日の直前の再投資日(2019年12月24日)における1口当たり純資産価格は、0.01カナダ・ドルでした。

## ■投資環境について

2020年前半に世界中で新型コロナウイルスの感染が拡大したことを受けて、投資家のリスク回避姿勢は一時大きく高まりました。また、経済を下支えるために世界中の多くの中央銀行が大幅な金融緩和に踏み切り、カナダ銀行も3月に3度にわたり利下げを実施し、0.25%まで政策金利を引き下げました。そういった環境下で、カナダの国債金利は2020年前半に大幅に低下しました。その後も世界中で新型コロナウイルスの感染が続き、経済活動が抑制されると見込まれる中で、各国・地域の中央銀行も長期にわたり緩和的な金融政策を維持するとの期待などから、カナダ金利は低位での推移が続きました。

## ■ポートフォリオについて

カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産総額は、前期末の水準を下回りました。ポートフォリオは、投資対象の品質を維持し、短期債、ECPおよび預金証書に投資し、可能な限り高利回りを維持しました。ポートフォリオの信用格付は、当期も高格付を維持しました。利回りを維持するためデュレーションは長く維持しましたが、償還にあたってはデュレーションを徐々に短くしていきました。

## ■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

該当事項はありません。

## ■今後の運用方針

カナダ・ドル・ポートフォリオは、2020年6月30日付で、償還しました。

## ■費用の明細

項目	項目の概要	
運用管理費用 (管理報酬等)	ポートフォリオ毎に、純資産価額の年率1%に付加価値税(もしあれば)を加えた料率を上限とします。	
管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、代行協会および日本における販売会社の報酬	<p>管理会社には、毎日発生し、各四半期末に後払いされる管理報酬がポートフォリオの資産の運用・管理業務の対価として支払われます。</p> <p>(注)投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては、毎日発生し、各四半期につき2回支払われます。</p> <p>管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会および日本における販売会社に対する報酬を支払います。投資運用会社は、ポートフォリオに関する投資運用業務の対価として、代行協会は、受益証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務等の対価として、日本における販売会社は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのポートフォリオの管理、購入後の情報提供等の対価として、それぞれ報酬を受領します。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資運用会社に対する投資助言業務の対価として投資顧問会社に対する報酬を支払います。</p>	
受託会社の報酬	受託会社には、毎日発生し、四半期末に後払いされる受託報酬が受託業務の対価として支払われます。	
その他の費用(当期)	カナダ・ドル・ポートフォリオ	0.28% 副保管者の報酬、監査報酬、弁護士報酬を含むその他の費用

(注)運用管理費用(管理報酬等)については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、各ポートフォリオのその他の費用(当期)の金額を各ポートフォリオの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。



### Ⅲ. 直近10期の運用実績

#### 1. 純資産の推移

下記会計年度末および第24会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千カナダ・ドル	百万円	カナダ・ドル	円
第15会計年度末 (2011年12月31日)	40,559	3,186	0.01	1
第16会計年度末 (2012年12月31日)	39,954	3,138	0.01	1
第17会計年度末 (2013年12月31日)	48,500	3,810	0.01	1
第18会計年度末 (2014年12月31日)	43,731	3,435	0.01	1
第19会計年度末 (2015年12月31日)	59,165	4,647	0.01	1
第20会計年度末 (2016年12月31日)	45,377	3,564	0.01	1
第21会計年度末 (2017年12月31日)	42,334	3,325	0.01	1
第22会計年度末 (2018年12月31日)	31,623	2,484	0.01	1
第23会計年度末 (2019年12月31日)	29,636	2,328	0.01	1
第24会計年度末 (2020年6月30日)	25,700	2,019	0.01	1
2020年1月末日	29,536	2,320	0.01	1
2月末日	29,348	2,305	0.01	1
3月末日	31,574	2,480	0.01	1
4月末日	32,222	2,531	0.01	1
5月末日	32,324	2,539	0.01	1
6月末日	25,700	2,019	0.01	1

(注1) 本書において、カナダ・ドルの円貨換算は、2020年10月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1カナダ・ドル=78.55円）によります。

(注2) 2020年6月末日の情報は、償還処理前の状態を示しています。

## 2. 分配の推移

下記会計年度における分配の推移は、以下のとおりです。

(10,000口当たり)

計算期間	カナダ・ドル・ポートフォリオ (カナダ・ドル)
第15会計年度	0.63860
第16会計年度	0.64788
第17会計年度	0.61090
第18会計年度	0.62876
第19会計年度	0.46501
第20会計年度	0.52643
第21会計年度	0.55290
第22会計年度	0.83105
第23会計年度	0.76920
第24会計年度	0.30727

ファンド証券の1口当たり純資産価格が1カナダ・セント(各ポートフォリオの基準価格)となるような額の分配が日々、行われています。分配は各暦月の最終取引日の直前の取引日(分配再投資日)に宣言され、発生済未払いのすべての分配金は税金を控除後、自動的に再投資されています。下記は2020年1月から2020年6月までの期間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金の額(10,000口当たりの累計額)を表示しました。

月次分配金(10,000口当たり)

最終営業日	カナダ・ドル・ポートフォリオ (カナダ・ドル)
2020年1月31日	0.07456
2020年2月28日	0.06183
2020年3月31日	0.05981
2020年4月29日	0.05151
2020年5月29日	0.03274
2020年6月30日	0.02682

以下は上記保有期間における平均利回りを示したものです。

最終営業日	カナダ・ドル・ポートフォリオ (%)
2020年1月31日	0.80042
2020年2月28日	0.80599
2020年3月31日	0.68220
2020年4月29日	0.64831
2020年5月29日	0.39833
2020年6月30日	0.30591

### 3. 販売及び買戻しの実績

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末の発行済口数は、以下のとおりです。なお、括弧内の数字は、本邦内における販売、買戻し及び発行済の各口数です。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第15会計年度	1,300,932,996 (1,300,932,996)	1,187,272,574 (1,187,272,574)	4,055,931,654 (4,055,931,654)
第16会計年度	2,596,205,961 (2,596,205,961)	2,656,727,588 (2,656,727,588)	3,995,410,027 (3,995,410,027)
第17会計年度	4,447,717,841 (4,447,717,841)	3,593,172,332 (3,593,172,332)	4,849,955,536 (4,849,955,536)
第18会計年度	3,115,757,984 (3,115,757,984)	3,592,631,269 (3,592,631,269)	4,373,082,251 (4,373,082,251)
第19会計年度	5,066,114,503 (5,066,114,503)	3,522,718,364 (3,522,718,364)	5,916,478,390 (5,916,478,390)
第20会計年度	1,345,042,198 (1,345,042,198)	2,723,846,155 (2,723,846,155)	4,537,674,433 (4,537,674,433)
第21会計年度	497,561,576 (497,561,576)	801,845,968 (801,845,968)	4,233,390,041 (4,233,390,041)
第22会計年度	666,917,068 (666,917,068)	1,738,045,018 (1,738,045,018)	3,162,262,091 (3,162,262,091)
第23会計年度	431,701,041 (431,701,041)	630,351,567 (630,351,567)	2,963,611,565 (2,963,611,565)
第24会計年度	441,934,277 (441,934,277)	3,405,545,842 (3,405,545,842)	0 (0)

#### IV. ファンドの経理状況

- a. ダイワ外貨MMFのカナダ・ドル・ポートフォリオの日本語の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ダイワ外貨MMFのカナダ・ドル・ポートフォリオの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースアイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ダイワ外貨MMFのカナダ・ドル・ポートフォリオの原文の財務書類は、カナダ・ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、以下の2020年10月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。
- $$1 \text{ カナダ・ドル} = 78.55 \text{ 円}$$
- なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. ダイワ外貨MMFのカナダ・ドル・ポートフォリオは、2020年6月30日付で償還された。

## ダイワ外貨MMFのサブ・ファンドであるカナダ・ドル・ポートフォリオの管理会社に対する 独立監査人の報告書

### 法定外の財務書類の監査に関する報告書

#### 監査意見

我々の意見では、カナダ・ドル・ポートフォリオの法定外の財務書類（以下「財務書類」という。）は、

- ・ 2020年6月30日現在のカナダ・ドル・ポートフォリオの資産、負債および財務状態ならびに2020年1月1日から2020年6月30日（償還日）までの期間の実績について真実かつ公正な概観を与えており、また
- ・ アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準）に従って適正に作成されている。

我々は、以下から構成される財務書類を監査した。

- ・ 2020年6月30日現在の財政状態計算書
- ・ 同日に終了した期間の包括利益計算書
- ・ 同日に終了した期間の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書
- ・ 重要な会計方針の記述を含む財務書類に対する注記

#### 監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）に準拠して監査を行った。ISA（アイルランド）のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 独立性

我々は、IAASA倫理規定を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき、ダイワ外貨MMFに対して独立性を保持しており、また、我々は、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

#### 強調事項－作成の基準

修正されていない財務書類に対する我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類の注記2に記載されている会計の継続性の原則に関する開示の妥当性を検討した。カナダ・ドル・ポートフォリオは、アイルランド中央銀行からの認可の取り消しを申請中であり、取引は停止済みである。したがって、会計の継続性の原則の適用は適切ではない。

#### その他の記載内容の報告

その他の記載内容は、本償還財務書類のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または本報告書で明確に記載された範囲を除き、いかなる保証も表明しない。財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうかを留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

## **財務書類および監査に対する責任 財務書類に対する管理会社の責任**

AIFMの業務報告書により詳細に説明されているように、管理会社は、適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。

また管理会社は不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社は、カナダ・ドル・ポートフォリオが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を表示する責任を有し、また、管理会社に事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

## **財務書類監査に対する監査人の責任**

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に対する我々の責任の詳細については、IAASAのウェブサイト [https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description\\_of\\_auditors\\_responsibilities\\_for\\_audit.pdf](https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf) に示されている。当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

## **本報告書の利用**

意見を含む本報告書は、2020年8月10日付で締結された我々の監査業務契約書に基づいて、管理会社のみのために、アイルランド中央銀行からの認可の取り消しを申請することを唯一の目的として、作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明示的に同意している場合を除き、我々は、その他の目的（ダイワ外貨MMFの契約上の義務を含むがこれに限定されない。）に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

## **その他の事項**

本財務書類は、2013年欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規制に準拠して作成されていない点およびダイワ外貨MMFの法定上の財務書類でない点に注意されたい。

プライスウォーターハウスクーパース  
勅許会計士  
ダブリン  
2020年10月23日



## ***Independent auditors' report to the manager of Daiwa Gaika MMF on Canadian Dollar Portfolio (the "fund"), a sub-fund of Daiwa Gaika MMF (the "Trust")***

### **Report on the audit of the non-statutory financial statements**

---

#### **Opinion**

In our opinion, Canadian Dollar Portfolio's non-statutory financial statements (the "financial statements"):

- give a true and fair view of the fund's assets, liabilities and financial position as at 30 June 2020 and of its results for the period from 1 January 2020 to 30 June 2020 (the "period"); and
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland").

We have audited the financial statements which comprise:

- the statement of financial position as at 30 June 2020;
- the statement of comprehensive income for the period then ended;
- the statement of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units for the period then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a description of the significant accounting policies.

#### **Basis for opinion**

---

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)").

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### **Independence**

We remained independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

#### **Emphasis of matter - Basis of preparation**

---

In forming our opinion on the financial statements, which is not modified, we have considered the adequacy of disclosures set out in note 2 to the financial statements concerning the going concern basis of accounting. The fund is in the process of seeking revocation of authorisation from the Central Bank of Ireland and has ceased trading. Accordingly, the going concern basis of accounting is no longer appropriate.

#### **Reporting on other information**

---

The other information comprises all of the information in the Termination Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon. In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.



---

## **Responsibilities for the financial statements and the audit**

### *Responsibilities of the manager for the financial statements*

As explained more fully in the Statement of AIFM Responsibilities set out on page 5, the manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The manager is also responsible for such internal control as the manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the manager is responsible for assessing the fund's ability to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

### *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:

[https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description\\_of\\_auditors\\_responsibilities\\_for\\_audit.pdf](https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf).

This description forms part of our auditors' report.

### *Use of this report*

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the manager for the purposes of seeking the Revocation of Authorisation of the fund from the Central Bank of Ireland in accordance with our engagement letter dated 10 August 2020 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come including without limitation under any contractual obligations of the Trust, save where expressly agreed by our prior consent in writing.

---

## **Other matter**

We draw attention to the fact that these financial statements have not been prepared under the European Union (Alternative Investment Fund Managers) Regulations 2013, and are not the Trust's statutory financial statements.

A handwritten signature in blue ink that reads 'PricewaterhouseCoopers'.

PricewaterhouseCoopers  
Chartered Accountants  
Dublin  
23 October 2020



(1) 貸借対照表

ダイワ外貨MMF  
カナダ・ドル・ポートフォリオ  
財政状態計算書  
2020年6月30日(償還日)現在

	注記	2020年6月30日		2019年12月31日	
		(カナダ・ドル)	(千円)	(カナダ・ドル)	(千円)
資産					
定期預金を含む現預金	5	25,718,864	2,020,217	4,844,171	380,510
未収債権	6	55,141	4,331	4,227	332
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,3,4	—	—	24,906,278	1,956,388
資産合計		<u>25,774,005</u>	<u>2,024,548</u>	<u>29,754,676</u>	<u>2,337,230</u>
負債					
未払債務	7	<u>25,774,005</u>	<u>2,024,548</u>	<u>118,559</u>	<u>9,313</u>
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)負債		<u>25,774,005</u>	<u>2,024,548</u>	<u>118,559</u>	<u>9,313</u>
買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産		<u>—</u>	<u>—</u>	<u>29,636,117</u>	<u>2,327,917</u>

添付の注記および投資有価証券明細表は、当償還財務書類の一部である。

エスエムティール・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドを代表して署名。

ピーター・キャラハン                      中村 佳史

日付：2020年10月21日

## (2) 損益計算書

ダイワ外貨MMF

### カナダ・ドル・ポートフォリオ

#### 包括利益計算書

2020年1月1日から2020年6月30日(償還日)までの期間

注記	2020年6月30日		2019年12月31日*		
	(カナダ・ドル)	(千円)	(カナダ・ドル)	(千円)	
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2	150,982	11,860	508,562	39,948
その他の収入	2	55,075	—	—	—
純収益合計		206,057	16,186	508,562	39,948
費用					
投資運用報酬	9	8,819	693	45,878	3,604
管理事務報酬	9	2,152	169	9,940	781
副保管報酬	9	2,324	183	10,705	841
受託会社報酬	9	1,158	91	5,353	420
販売会社報酬および 代行協会員報酬	9	33,032	2,595	152,940	12,013
監査報酬		21,121	1,659	411	32
その他の費用	9	49,373	3,878	48,712	3,826
費用合計		117,979	9,267	273,939	21,518
ファイナンス費用					
分配金	2	(88,078)	(6,919)	(234,623)	(18,430)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動		—	—	—	—

\* 2019年12月31日に終了した年度

利益および損失は、専ら非継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当償還財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

カナダ・ドル・ポートフォリオ

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2020年1月1日から2020年6月30日(償還日)までの期間

	2020年		2019年*	
	(カナダ・ドル)	(千円)	(カナダ・ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	29,636,117	2,327,917	31,622,622	2,483,957
買戻可能受益証券の発行手取金	4,419,343	347,139	4,317,011	339,101
買戻可能受益証券の買戻支払金	(34,055,460)	(2,675,056)	(6,303,516)	(495,141)
6月30日/12月31日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	—	—	29,636,117	2,327,917

\* 2019年12月31日に終了した年度

添付の注記および投資有価証券明細表は、当償還財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF  
カナダ・ドル・ポートフォリオ  
償還財務書類に対する注記  
2020年6月30日

1. 一般的情報

ダイワ外貨MMFは、1996年7月5日付の信託証書（1996年7月17日付の第一補足信託証書で改正済、2019年1月21日付で改正および改訂済）により、アイルランドに所在するユニット・トラストとして設定された。2006年6月23日付で、ダイワ外貨MMFの存続期限は無期限に延長された。ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法の下でその規定に従って設定されたアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、2015年6月18日付で、個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドとしてアイルランド中央銀行（「中央銀行」）により認可された。ダイワ外貨MMFに対するEU MMF規制（「MMFR」）の効力が2019年1月21日付で発生した。これに伴い、サブ・ファンドは、中央銀行により、2019年1月21日付で公債コンスタントNAV MMFに認可された。ダイワ外貨MMFは、2019年1月21日付で個人投資家向けオルタナティブ投資ファンド公債コンスタントNAV MMFとして中央銀行により認可された。新目論見書は、2019年1月21日付で中央銀行により認可されている。

ダイワ外貨MMFは、異なるクラス証券を随時発行することができるアンブレラ型ファンドである。各クラス証券は、それぞれ別個の投資ポートフォリオを構成するファンドにおける權益を表章する。発行済クラス証券は、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオであった（「サブ・ファンズ」）。

当償還財務書類は、カナダ・ドル・ポートフォリオのみの財務情報に言及する。

カナダ・ドル・ポートフォリオのオルタナティブ投資ファンド運用会社は、エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「管理会社」）である。

カナダ・ドル・ポートフォリオは、2020年6月30日に最終償還金が反映され、同日付で償還された。最終償還金は本償還財務書類に含まれており、2020年7月2日に支払われた。

2. 重要な会計方針

カナダ・ドル・ポートフォリオが採用している重要な会計方針は、以下のとおりであった。

作成の基準

カナダ・ドル・ポートフォリオの償還財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額を計上して修正される取得原価主義に従い、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」（「FRS102」）を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律）に従って適正に作成されている。本財務書類は終了ベースで作成されている。

FRS102に準拠した財務書類の作成は、経営者が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを要求している。見積りおよび関連する仮定は、状況において適切と考えられる過去の経験およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、その他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額に関する判断を下す基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、修正が当該事業年度だけに影響を与える場合は、見積りが修正される事業年度においてまとめられ、修正が当事業年度および将来事業年度に影響を与える場合は、修正事業年度および将来事業年度においてまとめられる。

カナダ・ドル・ポートフォリオの規模と現在の市況を考慮し、管理会社は、投資運用会社の助言に基づいて、カナダ・ドル・ポートフォリオを2020年6月30日付で償還することを決定した。投資運用会社は、カナダ・ドル金融市場が低金利であるため英文目論見書に記載されるカナダ・ドル・ポートフォリオの投資目的を達成することは難しいと判断した。

### 投資有価証券

当カテゴリは、取引用に保有される金融資産および負債と、当初に経営陣により損益計算書を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および負債の2つのサブカテゴリに分けられていた。

カナダ・ドル・ポートフォリオは、損益を通じて公正価値で測定される金融資産として債務証券への投資を分類した。当該金融資産は、取引用の保有として分類されるかまたは開始時に損益を通じて公正価値で測定されるものと管理会社によって指定された。投資有価証券は、公正価値の最良推定値として償却原価技法を用いた公正価値（つまりプレミアムの償却またはディスカウントの付加を調整した取得価額）で評価された、短期債務証券から構成された。投資有価証券が公正価値で表示されることを確保するため、管理会社は継続して評価の償却原価法を査定した。

現金その他の流動資産は、額面価額に（適用ある場合）当該日の終了までのクーポン未収利息を付して評価された。

FRS102の公正価値の測定に基づいて、カナダ・ドル・ポートフォリオは、IAS39号の金融商品の認識および測定に関する規定を採用した。

### 認識／承認取消

投資有価証券の通常の購入および売却は、取引日（カナダ・ドル・ポートフォリオが投資有価証券の購入または売却を行った日）に認識された。投資有価証券からキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した時、またはカナダ・ドル・ポートフォリオが所有権のリスクおよび利益を実質上すべて譲渡した時に、投資有価証券の承認が取り消された。

### 外貨

資産および負債は、個別ポートフォリオが運用する、主要な経済環境の通貨（機能通貨）であるカナダ・ドル（「CAD」）を用いて計算された。外貨建ての資産および負債は、期／年度末日の為替レートでカナダ・ドルに換算された。公正価値で計上された非貨幣性の外貨建て資産および負債は、公正価値が測定された日に基準通貨に転換された。取引活動から生じる外貨損益は、当期／年度の包括利益計算書に計上される。

### 外貨換算

カナダ・ドル・ポートフォリオは、日本の受益者から、カナダ・ドル建ての買戻可能受益証券の買付けおよび買戻しを受理した。カナダ・ドル・ポートフォリオの主要な活動は、信託証書に列挙されている公認の証券取引所において取引される高品質の固定および変動金利の債券に投資することによって当期利益をもたらしつつ、元本価値を保持し、また高い流動性を維持することであった。カナダ・ドル・ポートフォリオの運用実績は、カナダ・ドルで測定され受益者に報告された。管理会社は、当該通貨がカナダ・ドル・ポートフォリオの対象取引、事象および状況の経済的影響を最も誠実に表示する通貨とみなしていた。カナダ・ドル・ポートフォリオの償還財務書類は、カナダ・ドル・ポートフォリオの機能および表示通貨である、カナダ・ドルで表示される。

### 収益

受取利息は、実効利回り基準で会計処理された。有価証券に係るディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の期間にわたり実効利回り基準で償却され取得された。これらは、包括利益計算書に「損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」として表示される。

### その他の収益

カナダ・ドル・ポートフォリオの償還により発生する追加費用を投資運用会社が負担することが合意された。投資運用会社が負担する追加費用の合計額は、55,075カナダ・ドル（2019年12月31日：なし）が見込まれている。

### 費用

費用は、発生基準で会計処理された。

#### 買戻可能受益証券

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、FRS102セクション22に従って金融負債として分類された。受益証券1口当たりの純資産価格は、分配宣言により0.01カナダ・ドルで維持された。

買戻可能受益証券は、カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産額の比例的部分に相当する現金によりいつでもカナダ・ドル・ポートフォリオに入れ戻すことができた。受益者がカナダ・ドル・ポートフォリオに受益証券を戻す旨の権利行使を表明した場合、買戻可能受益証券は、期/年度末日現在の買戻金額で計上された。

#### 分配方針

管理会社は、各取引日にカナダ・ドル・ポートフォリオに関して分配を宣言した。カナダ・ドル・ポートフォリオから分配される1口当たりの金額は、カナダ・ドル・ポートフォリオの通貨の100分の1の単位に各取引日の1口当たり純資産価格を維持するために要求される金額に相当した。

#### キャッシュ・フロー計算書

カナダ・ドル・ポートフォリオは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

### 3. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されていた。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・ (価格について) 直接的にまたは (価格から派生して) 間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含む (レベル2)、および
- ・ 観測可能な市場データ (観測できないインプット) に基づかない資産または負債に関するインプット (レベル3)。

2020年6月30日現在、保有する有価証券はなかった。

2019年12月31日	カナダ・ドル・ポートフォリオ レベル2 CAD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	
債務証券	24,787,189
クーポン未収利息	119,089
	<u>24,906,278</u>

クラスが保有する全証券は、レベル2として分類された。2020年1月1日から2020年6月30日までの期間および2019年12月31日に終了した年度に、レベル間での重要な資産譲渡はなかった。

### 4. 投資有価証券

カナダ・ドル・ポートフォリオの金融商品から生じる主なリスクは、以下のように要約される。

#### 市場リスク

市場リスクは、保有金融商品の将来の価格の不確実性から生じた。それは、カナダ・ドル・ポートフォリオが価格変動に直面した際に保有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表した。市場リスクは、3種類のリスク (すなわち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスク) から構成されている。

#### 価格リスク

価格リスクは、カナダ・ドル・ポートフォリオの金融商品の公正価値が金利または為替の動向以外の要因によって引き起こされる市場価格の変動の結果として変動するというリスクであった。カナダ・ドル・ポートフォリオの金融商品は、直接的には価格リスクにさらされていなかった。

### 通貨リスク

通貨リスクは、機能通貨以外の通貨のエクスポージャーの不利益変動によりカナダ・ドル・ポートフォリオが被る潜在的損失を表した。カナダ・ドル・ポートフォリオの投資有価証券はすべて、カナダ・ドル・ポートフォリオの機能通貨建てであり、財政状態計算書および包括利益計算書が為替変動の重大な影響を受けることはなかった。

### 金利リスク

かかるリスクは、金融商品の公正価値が市場の金利動向に起因して変動するリスクとして定義された。リスクは、公正価値が金利環境の変化によって影響を受ける金融商品に生じた。

以下の表は、期/年度末現在の金利リスクに対するカナダ・ドル・ポートフォリオのエクスポージャーの概要である。契約上の価格改定日または満期日のいずれか早い時期によって分類された、公正価値でのカナダ・ドル・ポートフォリオの資産および取引負債が含まれている。

#### 2020年6月30日

	1か月未満 CAD	1～3か月 CAD	3か月超 CAD	無利息 CAD	合計 CAD
資産					
定期預金を含む現預金	25,718,864	—	—	—	25,718,864
未収債権	—	—	—	55,141	55,141
資産合計	<b>25,718,864</b>	—	—	<b>55,141</b>	<b>25,774,005</b>
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く) 負債					
未払債務	—	—	—	25,774,005	25,774,005
負債合計	—	—	—	<b>25,774,005</b>	<b>25,774,005</b>
金利感度ギャップ合計	<b>25,718,864</b>	—	—	N/A	N/A

(N/A : 該当なし)

#### 2019年12月31日

	1か月未満 CAD	1～3か月 CAD	3か月超 CAD	無利息 CAD	合計 CAD
資産					
定期預金を含む現預金	4,844,171	—	—	—	4,844,171
未収債権	—	—	—	4,227	4,227
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	5,818,427	19,087,851	—	—	24,906,278
資産合計	<b>10,662,598</b>	<b>19,087,851</b>	—	<b>4,227</b>	<b>29,754,676</b>
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く) 負債					
未払債務	—	—	—	118,559	118,559
負債合計	—	—	—	<b>118,559</b>	<b>118,559</b>
金利感度ギャップ合計	<b>10,662,598</b>	<b>19,087,851</b>	—	N/A	N/A

(N/A : 該当なし)

変動利付投資有価証券に関する受取金利を決定するためのベンチマーク・レートは、カナダ・ドル・ポートフォリオについてはCDOR (カナダ・ドル・オファー・レート) に、特定のベース・ポイント (bps : 100分の1%) を加えるか差引いたものに基づいている。

毎週の値洗い評価は、投資運用会社によって行われた。このテストとは別に、投資運用会社は、少なくとも週一回値洗い評価を独自に行った。これには、イールド・カーブの変化に対して働く負荷テストが含まれた (現在投資運用会社は、並列利益曲線の上昇を25ベース・ポイントおよび50ベース・ポイントに設定している。)

以下の表は、金利がマイナス10ベース・ポイントからプラス50ベース・ポイントの間で変動するユニット価格に影響を及ぼす比率を表示している。

#### 2020年6月30日

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
カナダ・ドル・ポートフォリオ	+0.50%	+0.25%	+0.0625%	-0.10%
	(＋6.25ベース・ポイントは買呼値に基づく価格付を提供)			

#### 2019年12月31日

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
カナダ・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%
	(＋6.25ベース・ポイントは買呼値に基づく価格付を提供)			

#### 流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高い金融市場の混乱時に、カナダ・ドル・ポートフォリオがその投資の規模を合理的価格で早急に調整できない可能性を表す。資金は容易に換金可能な資産に投資され、オーバーナイトの現金残高として約15%が留保されたが、その数値は資金流出が判明している場合および市場混乱の場合には増加した。投資顧問会社は、大量買戻しの潜在性について情報入手するために頻繁に販売会社と連絡を取った。市場の混乱時には、資産の現金化はさらに困難になり、これが観察され監視され、必要な場合には、満期が短縮され、オーバーナイト・キャッシュが増加した。

管理会社は、カナダ・ドル・ポートフォリオに適用される週次の流動性基準値の遵守を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手続を制定し、実施しかつ常時適用した。週次の流動性基準値の遵守を確保するために、1週間満期の資産が、(i) カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における一日の純買戻し額が10%を超える場合、または、(ii) ダイワ外貨MMFの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、カナダ・ドル・ポートフォリオの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施した。

以下の流動性リスクの表は、期/年度末日現在の約定満期日までの残存期間に基づいてグループ分けをしたカナダ・ドル・ポートフォリオの金融資産の分析である。

	2020年6月30日	2019年12月31日
現金	100.00%	16.28%
2-7日 <8	0.00%	0.00%
8-30日 <=30	0.00%	19.21%
31-90日 <=90	0.00%	64.51%
91-180日 <=180	0.00%	0.00%
181-365日 <=365	0.00%	0.00%
365日超	0.00%	0.00%
未払金	0.00%	0.00%

すべての金融負債は、1か月以内に期限到来する。



## 信用リスク

信用リスクは、取引相手方がカナダ・ドル・ポートフォリオに対し債務をその条件どおりに履行しなかった場合にカナダ・ドル・ポートフォリオが負うこととなる損失によって測られた。カナダ・ドル・ポートフォリオは、取引相手方の信用リスクにさらされ、また決済不履行のリスクも負っていた。カナダ・ドル・ポートフォリオは、十分な経験、知識および信用度を有する有力な取引相手方のみを選別した。上場有価証券の全取引は、承認されたブローカーを介して引渡し時に決済され/支払われた。売却有価証券の引渡しは、ブローカーが支払を受領した時点でのみ行われたので、デフォルト・リスクは非常に少ないと考えられた。買付代金の支払は、ブローカーが有価証券を受領した時点で行われた。オーバーナイト・デポジットに預託される現金はすべて、慎重に選定されたリストの銀行に預けられた。銀行の倒産または破産により、預金に関するカナダ・ドル・ポートフォリオの権利が妨げられるか制限されることがあった。投資運用会社は、S & Pグローバル社およびムーディーズ社により報告される、当該銀行の信用格付を監視した。

受託会社のエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、その保管会社（「カストディアン」）として三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）を任命している。三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）は、次に副保管会社（「副保管会社」）としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「BBH」）を任命している。BBHは、期末現在A+（2019年12月31日：A+）のフィッチ社信用格付を得ている。カナダ・ドル・ポートフォリオの投資および現金は、キャッシュ・マネジメント・スウィープ（「CMS」）に現金が保管されている場合を除き、期/年度末現在、副保管会社に保有されていた。カストディアンまたは副保管会社の倒産または破産により、カストディアンまたは副保管会社に保管されている投資債務証券に関するカナダ・ドル・ポートフォリオの権利が妨げられるか制限されることがあった。カナダ・ドル・ポートフォリオの組入証券は、副保管会社により別口座で保管された。したがって、副保管会社が破産または倒産した場合、カナダ・ドル・ポートフォリオの資産は分別管理された。しかし、カナダ・ドル・ポートフォリオは、カナダ・ドル・ポートフォリオの現金に関し、副保管会社、CMS取引相手方または（カストディアンが利用する）預託会社の信用リスクにさらされた。副保管会社、CMS取引相手方または（カストディアンが利用する）預託会社が破産または倒産した場合、カナダ・ドル・ポートフォリオは、カナダ・ドル・ポートフォリオの現金保有高に関し、これらの事業体の一般債権者とみなされる。

回収勘定に保有されるオーバーナイトの現金残高は、ポートフォリオに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して受益者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となることがあった。回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムは、S & Pグローバル社、ムーディーズ社またはフィッチ社による「A」以上の信用格付けを有する第三者であるカウンターパーティ（以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティ」という。）において保有される1つまたは複数の共同顧客口座に当該資金を保管することが含まれた。受益者は、回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果、回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーをとることになる点に留意するべきである。「回収勘定」とは、(i) 投資者からカナダ・ドル・ポートフォリオに支払われる申込金の受領、ならびに(ii) 受益者への買戻代金および/または分配金の払戻しのために使用された、管理会社が運用する勘定をいう。

カナダ・ドル・ポートフォリオが取引している格付適格証券をすべて記載した投資ユニバースについては、記録がなされ、ムーディーズ社またはS & Pグローバル社による格付の変更を記録するために監視された。

	2020年6月30日	2019年12月31日
Aaa	0.00%	83.72%
Aa1	0.00%	0.00%
Aa2	0.00%	9.35%
Aa3	0.00%	6.93%
A1	100.00%	0.00%
未払金	0.00%	0.00%

上表は、2020年6月30日および2019年12月31日現在のムーディーズ社の長期格付（AaaからA1まで）による保有比率を示している。カナダ・ドル・ポートフォリオによるAaaおよびAaの格付（上位4つの格付）への投資は、2020年6月30日現在100%から0%に減少し、反対に、A1の格付への投資は、2020年6月30日現在0.00%から100.00%に増加した。

これは、カナダ・ドル・ポートフォリオが償還される2020年6月30日までにすべての資産が現金に換金されたことによるものである。

以下の表は、各クラスが保有する有価証券の種類別百分率を表している。

	2020年6月30日	2019年12月31日
TD 現金	100.00%	16.28%
未払金	0.00%	0.00%
CD 預金証書	0.00%	0.00%
CP コマーシャル・ペーパー	0.00%	0.00%
CB 社債	0.00%	0.00%
TB 財務省短期証券	0.00%	38.59%
BA 銀行引受手形	0.00%	0.00%
BDN 銀行預金証書	0.00%	0.00%
PN 約束手形	0.00%	0.00%
Bonds 債券	0.00%	45.13%

2020年1月1日から2020年6月30日までの期間および2019年12月31日に終了した年度の投資有価証券取引からの(損)益はすべて包括利益計算書に計上されている。

#### 5. 定期預金を含む現預金

現預金残高は、CMSに現金が保管されている場合または別の金融機関に預金されている場合を除き、副保管会社に保有されている。CMSは、第三者取引相手方が保有する一つまたは複数の共同顧客口座に現金を保管することが含まれる。CMSの結果、ポートフォリオはCMS取引相手方に対して取引相手方エクスポージャーを有する。現預金残高および定期預金は、上記の注記4に詳述されている。

カナダ・ドル・ポートフォリオは、未使用のカナダ・ドル建の要求払預金残高および未確定外貨建て要求払預金残高を、承認された金融商品の一つである無制限のオーバーナイト・デポジット商品に投資するために副保管会社のキャッシュ・マネジメント・サービスに申込みことを一定の限定された状況下で同意している。資金は、投資家からカナダ・ドル・ポートフォリオに拠出のため電信為替送金される場合、買戻資金がカナダ・ドル・ポートフォリオから電信為替送金される場合、または手数料がカナダ・ドル・ポートフォリオから公認の第三者ベンダーに支払われる場合、一時的に、また短期間のみその口座に保有される。かかる預金は、預託機関の管轄地域における国内行為および当該通貨の管轄地域における国内行為を服することがあり、凍結、押収もしくは減縮されることも含むが、それらに限定されるものではない。いかなる場合でも、預金が最終的に預託される機関によってかかる商品に係る元利金支払に伴うリスクは、カナダ・ドル・ポートフォリオの勘定に専ら関するものである。すべての現金は、CMSに現金が保管されている場合を除き、当期/年度末現在副保管会社に保有されていた。

#### 6. 未収債権

	2020年6月30日	2019年12月31日
	CAD	CAD
ファンド証券売却未収金	-	4,227
未収利息	66	-
その他の資産	55,075	-
	<b>55,141</b>	<b>4,227</b>

## 7. 未払債務

	2020年6月30日	2019年12月31日
	CAD	CAD
ファンド証券買戻未払金	25,699,818	43,193
未払報酬(注9)	74,187	71,194
未払分配金	-	4,172
	<u>25,774,005</u>	<u>118,559</u>

## 8. 期/年度中の買戻可能受益証券の発行および買戻し

	2020年6月30日	2019年12月31日
	(口数)	(口数)
カナダ・ドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	2,963,611,565	3,162,262,091
発行受益証券	441,934,277	431,701,041
買戻受益証券	<u>(3,405,545,842)</u>	<u>(630,351,567)</u>
期末発行済受益証券	<u>-</u>	<u>2,963,611,565</u>

## 9. 報酬および費用

カナダ・ドル・ポートフォリオは、管理会社および受託会社に対して、合計してカナダ・ドル・ポートフォリオの純資産額の年率1%を超えない額の報酬を支払った。かかる報酬は日々発生し、各四半期末に後払いされた。管理報酬の中から投資運用会社に支払われる報酬は、日々発生し四半期につき2回支払われた。投資運用会社は、投資顧問会社に対する報酬を支払った。代行協会員および販売会社は、直接カナダ・ドル・ポートフォリオの管理事務費用から現金支出費の払戻しを受けた。カナダ・ドル・ポートフォリオはまた、管理会社に対して一切の管理事務費用の払戻しをした。

受託会社は、カナダ・ドル・ポートフォリオから支出経費の払戻しを受けた。

管理会社は、カナダ・ドル・ポートフォリオから受領した報酬から、投資運用会社、販売会社および代行協会員の報酬を支払った。

期/年度中のその他の費用は、以下のとおりである。

	2020年6月30日	2019年12月31日
	CAD	CAD
規制対応費用	26,678	24,199
弁護士費用	20,116	1,308
税務署手数料	1,326	60
その他の手数料	<u>1,253</u>	<u>23,145</u>
	<u>49,373</u>	<u>48,712</u>

期/年度末現在の未払報酬は、以下のとおりである。

	2020年6月30日	2019年12月31日
	CAD	CAD
投資運用報酬	-	4,389
管理事務報酬	174	2,568
副保管報酬	188	2,766
受託会社報酬	94	1,383
販売会社報酬および代行協会員報酬	2,676	39,512
監査報酬	21,108	465
その他の費用	<u>49,947</u>	<u>20,111</u>
	<u>74,187</u>	<u>71,194</u>

#### 10. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理事務代行会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社および販売会社／代行協会員は、FRS102の下で利害関係者であるとみなされる。当期／年度中に利害関係者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。期／年度末現在の利害関係者への未払金額は、注記9に開示されている。

中央銀行のAIFルールブックの要件に準拠して、管理会社、受託会社、投資運用会社、または代理人もしくはグループ会社（「関係会社」）によってカナダ・ドル・ポートフォリオと行われる取引はすべて、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適用ものでなければならない。管理会社は、上記に示した責務が関係会社とのすべての取引に適用されることが確保されるために（文書化された手順で証明される）取決めが存在し、当期中に締結された関係会社との取引がその責務を遵守していることに満足している。

2019年12月31日に終了した年度末現在、日本における販売会社である大和証券株式会社がカナダ・ドル・ポートフォリオの受益証券保有者に帰属する純資産の20%以上を保有していた。2020年6月30日現在受益証券は保有されていないかった。

#### 11. 純資産の推移

	2020年6月30日	2019年12月31日	2018年12月31日
純資産額（カナダ・ドル）	-	29,636,117	31,622,622
受益証券数（口）	-	2,963,611,565	3,162,262,091
1口当たり純資産価格（米ドル）	-	0.01	0.01

#### 12. 税金

現行法および慣行に従って、カナダ・ドル・ポートフォリオは、1997年租税統合法（改正済）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。カナダ・ドル・ポートフォリオは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられることがない。しかし、カナダ・ドル・ポートフォリオに「課税対象事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税対象事由には、受益者への分配金支払、または受益証券の換金、償還もしくは譲渡が含まれる。アイルランド免税投資家（1997年租税統合法（改正済）の第739条Dに定義される。）、またはアイルランド非居住者で課税対象事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、課税対象事由についてカナダ・ドル・ポートフォリオに税金は生じない。ただし、それぞれの場合に、1997年租税統合法（改正済）のスケジュール2Bに基づき必要な署名入り法定申告書が、カナダ・ドル・ポートフォリオによって保持されなければならない。カナダ・ドル・ポートフォリオが受領するキャピタル・ゲイン、配当金およびクーポン利息には、投資国が徴税する源泉税が課せられることがあり、かかる税金はカナダ・ドル・ポートフォリオまたは受益者に還付されない。

#### 13. ソフト・コミッション協定

カナダ・ドル・ポートフォリオは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

#### 14. 後発事象

当期末後から財務書類が承認された日までに、償還財務書類上で開示を要求されるその他の事象は発生しなかった。

#### 15. 償還財務書類の承認

本償還財務書類は、管理会社の取締役会により、2020年10月21日に承認された。

ダイワ外貨MMF  
カナダ・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2020年6月30日

2020年6月30日現在、保有する有価証券はなかった。

ダイワ外貨MMF  
カナダ・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2019年12月31日

	名目保有高	公正価額 (カナダ・ドル)	純資産 比率(%)
<b>債務証券</b>			
<b>カナダ (2018年: 82.80%)</b>			
Canada T Bill 1.63% 09-Jan-20	3,500,000	3,499,530	11.81
Canada T Bill 1.64% 06-Feb-20	1,800,000	1,797,462	6.07
Canada T Bill 1.63% 05-Mar-20	4,200,000	4,188,854	14.13
Canada T Bill 1.63% 19-Mar-20	2,000,000	1,993,436	6.73
		11,479,282	38.74
<b>ドイツ (2018年: 0.00%)</b>			
Landwirtschaft Rentenbank 1.73% 21-Feb-20	4,030,000	4,045,179	13.65
		4,045,179	13.65
<b>国際機関 (2018年: 0.00%)</b>			
European Investment Bank 1.75% 18-Feb-20	2,800,000	2,797,846	9.44
IBRD 1.75% 11-Mar-20	4,270,000	4,265,074	14.39
		7,062,920	23.83
<b>スウェーデン (2018年: 0.00%)</b>			
Kommuninvest 1 Sverige 1.77% 22-Jan-20	2,200,000	2,199,808	7.42
		2,199,808	7.42
クーポン未収利息 (2018年: 0.08%)		119,089	0.40
<b>債務証券合計 (2018年: 82.88%)</b>		<b>24,906,278</b>	<b>84.04</b>

ダイワ外貨MMF  
カナダ・ドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表

2020年6月30日

	名目取得高	名目売却高
Asian Development Bank 1.74% 11-Jun-20	3,600,000	—
Canada Housing Trust 1.73% 15-Jun-20	4,000,000	—
Canada T Bill 1.63% 19-Mar-20	1,800,000	—
Canada T Bill 1.34% 02-Apr-20	4,000,000	—
Canada T Bill 1.62% 30-Apr-20	3,950,000	—
Canada T Bill 1.61% 14-May-20	5,500,000	—
Canada T Bill 0.26% 25-May-20	2,500,000	—
Canada T Bill 0.54% 28-May-20	1,500,000	—
Canada T Bill 0.54% 25-Jun-20	22,950,000	1,750,000
Canada T Bill 0.50% 09-Jul-20	1,000,000	1,000,000
Canada T Bill 0.17% 16-Jul-20	5,200,000	5,200,000
Canada T Bill 0.23% 30-Jul-20	5,200,000	5,200,000

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当期中における取得有価証券の上位12銘柄および売却有価証券の4銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

注：当期においてその他の投資有価証券の売却は行われなかった。すべての投資有価証券は通常の商取引において満期を迎える。

## V. 投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託 当初払込日	2003年6月11日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託 契約終了日	2020年6月30日		資産総額	25,774,005カナダ・ドル
区分	投資信託 当初払込時	投資信託契約 終了時	差引増減	負債総額	74,187カナダ・ドル
				純資産総額	25,699,818カナダ・ドル
受益証券口数	1,000,000,000口	2,569,981,779口	1,569,981,779口	受益証券口数	2,569,981,779口
元本額	10,000,000カナダ・ドル	25,699,818カナダ・ドル	15,699,818カナダ・ドル	1口当たり償還金	0.01カナダ・ドル

各会計年度の状況（直近10会計年度）

計算期	期首純資産総額 (千カナダ・ドル)	期末純資産総額 (千カナダ・ドル)	1口当たり純資産価格 (カナダ・ドル)	1万口当たり分配金	
				金額 (カナダ・ドル)	分配率 (%)
第14期	32,858	39,423	0.01	0.36480	0.36480
第15期	39,423	40,559	0.01	0.63860	0.63860
第16期	40,559	39,954	0.01	0.64788	0.64788
第17期	39,954	48,500	0.01	0.61090	0.61090
第18期	48,500	43,731	0.01	0.62876	0.62876
第19期	43,731	59,165	0.01	0.46501	0.46501
第20期	59,165	45,377	0.01	0.52643	0.52643
第21期	45,377	42,334	0.01	0.55290	0.55290
第22期	42,334	31,623	0.01	0.83105	0.83105
第23期	31,623	29,636	0.01	0.76920	0.76920
第24期 (2020年1月1日から2020年6月30日)	29,636	25,700	0.01	0.30727	0.30727

## VI. お知らせ

カナダ・ドル・ポートフォリオは、2020年6月30日付で、償還しました。